



令和3年12月15日  
福島県  
福島地方気象台

## 福島県土砂災害警戒情報における暫定基準の廃止について

福島県と福島地方気象台は、地震の影響を考慮した土砂災害警戒情報の暫定基準を見直し、令和3年12月21日から通常基準により運用します。

令和3年2月13日23時08分頃の福島県沖の地震による地盤の緩みを考慮し、福島県と福島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、震度6弱以上を観測した市町村では通常基準の7割、震度5強を観測した市町村では通常基準の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況ならびに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、これらを検討した結果、下記のとおり福島県土砂災害警戒情報の暫定基準を見直すこととしますのでお知らせします。

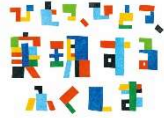
なお、気象庁で提供する「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」※、福島県で提供する「福島県河川流域総合情報システム」※についても、通常基準による危険度判定結果を表示しますので、引き続き避難対象地域の絞込みなどに活用いただけます。

### 記

- 1 暫定基準を廃止して通常基準とする日時  
令和3年12月21日13時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準とする市町村（別紙に図示）

これにより福島県内の市町村の土砂災害警戒情報の発表基準は全て通常基準となります。

※土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)及び福島県河川流域総合情報システムでは、土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)等を補足する情報を公開しています。詳細については、次頁を参照してください。



気象庁：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>



気象庁：土砂キキクルの解説

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/doshakeikai.html#b>

福島県：福島県河川流域総合情報システム

<http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/>



問合せ先

福島県土木部砂防課

福島地方気象台

担当 秋山

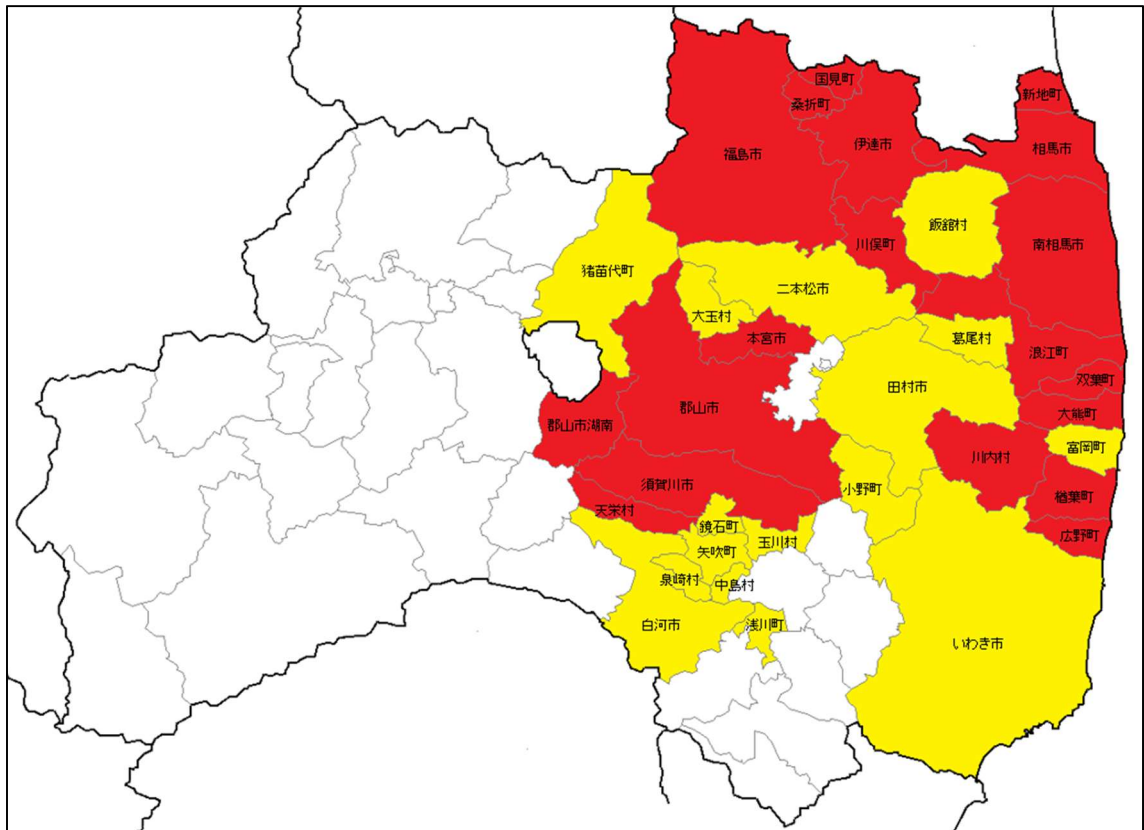
担当 泉、高橋

電話 024-521-7491

電話 024-534-0321

土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止する市町村

福島県



7割の暫定基準から通常基準に戻す市町村



8割の暫定基準から通常基準に戻す市町村